

条例第1号

宇和島市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月7日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

宇和島市建築関係手数料条例（平成17年条例第191号）の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条—第4条関係）				別表第1（第2条—第4条関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
1～ 5－5 (略)				1～ 5－5 (略)			
6	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する	6	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する

			<p>法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）～（エ） （略） イ （略） （2） （略）</p>			<p>法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）～（エ） （略） イ （略） （2） （略）</p>	
6-2 (略)				6-2 (略)			
7	建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに	7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに

	<p>づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（ア） 工場、倉庫その他市長が定める用途（以下この項において「工場等の用途」という。） 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満</p> <p style="text-align: right;">52,200円</p> <p>（イ） （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>（2） （略）</p>		<p>づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（ア） 工場、倉庫その他市長が定める用途（以下この項において「工場等の用途」という。） 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満</p> <p style="text-align: right;">52,200円</p> <p>（イ） （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>（2） （略）</p>
--	----------------------------	---	--	----------------------------	--

7-2	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	(略)		7-2	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	(略)	
7-3	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	(略)		7-3	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	(略)	

8	建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第35条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を	8	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を
---	--	-------------------------	---	---	---	-------------------------	---

			<p>受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>				<p>受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
8-2	建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)		8-2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	
9	建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若</p>	9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若</p>

しくは建築物のエネルギー消費性能の向上下に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の

しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の

		区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ (略) (2) (略)				区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ (略) (2) (略)
--	--	---	--	--	--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。